ハ）実施期間
平成29年５月15日から平成29年５月27日までとする。
ニ）実施区間
Ａ　高速自動車国道中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ以東の各インターチェンジと高速自動車国道中央自動車道西宮線の豊中インターチェンジから西宮インターチェンジまでの各インターチェンジ又は高速自動車国道中国縦貫自動車道の中国豊中インターチェンジ以西の各インターチェンジ相互間
Ｂ　高速自動車国道中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ以東の各インターチェンジと近畿自動車道の守口ジャンクション、摂津北インターチェンジ又は吹田インターチェンジ相互間
ホ）その他
１．［２］⑵割引制度の各割引については、ロ）に定める料金調整を実施した料金の額に対して適用する。
㈡　高速自動車国道中国縦貫自動車道における大規模更新・修繕事業に伴う料金調整
イ）料金の調整を行う自動車
ニ）に定めるインターチェンジ相互間を、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の山口南インターチェンジと高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線の宇部ジャンクションを経由して連続して通行するＥＴＣ車
ロ）料金調整
イ）に定める自動車のうち、ニ）に定めるインターチェンジ相互間を通行した場合の通行料金は、ニ）に定めるインターチェンジ相互間の通行料金を上限とする。
ハ）実施期間
平成29年５月15日から平成29年８月28日以降の西日本高速道路株式会社が別に定める日まで（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成29年８月27日までを除く。）とする。
ニ）実施区間
高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の防府西インターチェンジ以東の各インターチェンジと高速自動車国道中国縦貫自動車道の小月インターチェンジ以西の各インターチェンジ相互間
ホ）その他
１．［２］⑵割引制度の各割引については、ロ）に定める料金調整を実施した料金の額に対して適用する。
⑵　割引制度
①　マイレージ割引
イ　割引をする自動車
ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。
ロ　割引率等
㈠　ポイントの付与
料金の額10円毎に１ポイントを西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。
㈡　ポイントによる割引
西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還　元　額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

㈢　弾力的なポイントの付与及び割引
㈠及び㈡に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。
②　大口・多頻度割引
イ　割引をする自動車
ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。
ロ　割引率
㈠　車両単位割引
高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の自動車１台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社（以下「２会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月　間　利　用　額	割　引　率
５千円を超え、１万円までの部分	10パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	20パーセント
３万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年４月１日から平成30年３月31日までの間（平成29年１月１日から平成30年３月31日までの間は、イに定める自動車のうち、一般財団法人ＩＴＳサービス高度化機構が定めるＥＴＣ2.0車載器ＤＳＲＣ部使用規程第１条に規定する車載器ＤＳＲＣ部を使用し、国土交通省、６会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器のＩＤ付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針１．⑴に定める車載器のＩＤ付きプローブ情報の提供を行う自動車（以下「ＥＴＣ2.0車」という。）に限る。）については、次表の割引率を適用する。

月　間　利　用　額	割　引　率
５千円を超え、１万円までの部分	20パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	30パーセント
３万円を超える部分	40パーセント